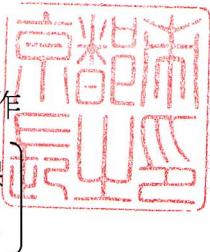


環 環 管 第 5 0 号
平成 26 年 3 月 17 日

京阪電気鉄道株式会社
代表取締役社長 加藤 好文 様

京都市長 門川 大作

担当 環境政策局環境企画部環境管理課
TEL : 075-222-3951



「(仮称)京阪淀車庫南側土地物流施設建設計画」に係る配慮書案
に対する意見について

平成 26 年 1 月 17 日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市
環境影響評価等に関する条例第 13 条第 1 項に基づき、別添のとおり環境配慮
の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してくだ
さい。

(別添)

「(仮称)京阪淀車庫南側土地物流施設建設設計画」に係る配慮書案に対する意見

京都市长

1 全般的事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。

2 騒音及び振動

事業の実施に伴い、大型車両の通行等が新たな負荷として計画地周辺の環境に影響を与えるおそれがあることから、配慮書案に記載のとおり、車両の通行、荷役作業及び空調機器等による騒音及び振動への対策に万全を期すこと。

3 生態系

計画地周辺は、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近接するなど、生物多様性を含む環境保全の観点から重要な立地であり、配慮書案に記載のとおり、周囲の緑地等とのつながりを意識し、地域性種苗等による生物多様性への配慮に取り組むこと。

4 景観

長大な壁面の存在が、近隣住民へ圧迫感を与える可能性が高いことから、外壁色彩への配慮に合わせて、外壁に雁行を取り入れるなど、圧迫感を軽減するための必要な措置を講じること。また、入居するテナントが、宣伝等の目的で看板を設置する際には、京都市屋外広告物等に関する条例を順守することはもとより、良好な景観が確保されるよう十分指導すること。

5 その他

大型車両の走行に関し、道路の拡幅等交通環境の改善を図り、安全対策に取り組むこと。

また、大型建築物が新たに建設されることにより、強風時、計画地に隣接する住居等に対し、風による大きな影響が生じないように、今後、詳細設計の際に、風況等を把握し、対策を講じること。